

「東京学芸大学国語教育学会紀要」編集規定

2024年2月12日

- 1 本誌は東京学芸大学国語教育学会の機関誌であり、年1回発行する。
- 2 本誌は、本学会員の論文、会員の研究活動に関する記事等を掲載する。
- 3 掲載論文は、投稿原稿の中から編集委員会が査読審査する。
- 4 論文の投稿に関する要領は、別途定める。
- 5 編集委員会は、掲載予定原稿について執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることがある。
- 6 本誌に掲載された論文その他の原稿は、原則として返却しない。
- 7 編集に関する事務は、編集委員会が行う。
- 8 編集委員会に関する規定は、別途定める。

「東京学芸大学国語教育学会紀要」編集委員規定

2015年6月20日

- 1 編集委員は、研究担当理事の中から選出された3名の委員によって構成する。
- 2 編集委員の任期は、原則として3年以内とする。
- 3 編集委員会に編集委員長を置く。編集委員長は編集委員の互選によって決定する。
- 4 編集委員会は、必要に応じて、「臨時審査委員」を委嘱することができる。

「東京学芸大学国語教育学会紀要」投稿要領

2024年2月12日

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない。
- 2 募集枠は、「研究論文」「実践論文」の二つのカテゴリーとする。どの枠に応募したものであるかがわかるように、そのことを題名の前に明記する。ただし採択の枠付けは、編集委員会の最終的な判断によるものとする。
- 3 論文原稿は、横書き（1ページ46字×40行、冒頭部分はタイトル・投稿者名で7行どり）で原則としてパソコンを使用する。
- 4 編集委員会において特に枚数を指定するもの以外の論文原稿は、原則として誌面の書式で6ページ以内とする。ただし授業記録や写真等を掲載する必要性がある場合には12ページ以内とする。
- 5 投稿に際しては以下のものを同封する。

(1)A4 版縦長用紙にプリントアウトした原稿計 2 部。その内訳は次のとおりとする。

- ①記名した完全原稿 1 部。
- ②投稿者が特定され得る情報をすべて削除した原稿 1 部。

(2)上記原稿の電子データ

- ①「記名した完全原稿」の電子データ（作成ソフトの種類は問わない。ただしソフト名を記載すること）。
- ②「投稿者が特定され得る情報をすべて削除した原稿」の電子データ（同）。

(3)投稿者情報(A4 一枚に、氏名、所属、原稿発送年月日、連絡先(電話番号、E メールアドレス、住所)、論文の表題、希望する募集枠のカテゴリーを記載したもの)の「プリントアウト」と、その「電子データ」。

なお、以上の提出物は原則として返却しない。

- 6 郵送に際しては書留で送付すること。また封書には氏名、所属、連絡先を記載し、表には「投稿 原稿在中」と朱書すること。
- 7 投稿論文は、12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に受け付けるものとする。

送付先は毎年 9 月前後に会員に発送される「投稿募集」において連絡する。

2024 年度の送付先

〒252-0383 神奈川県相模原市南区文京 2-1-1 相模女子大学学芸学部子ども教育学科
成家雅史研究室
東京学芸大学国語教育学会編集委員会宛